

事 務 分 掌

●消 防 局

【消防総務課】

- (1) 消防関係文書の收受、発送及び保存に関する事。
- (2) 消防職員の任免、配置及び服務に関する事。
- (3) 消防職員の勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (4) 消防経理に関する事。
- (5) 消防手数料に関する事。
- (6) 消防職員の公務災害補償に関する事。
- (7) 消防職員の教養研修に関する事。
- (8) 消防庁舎、機械器具等の整備及び管理に関する事。
- (9) 消防職員の装備及び貸与品に関する事。
- (10) 消防儀式に関する事。
- (11) 位勲、褒章及び表彰に関する事。
- (12) 消防音楽隊に関する事。
- (13) 消防職員委員会に関する事。
- (14) 主管事務に係る行政財産の取得及び管理に関する事。
- (15) 情報公開及び個人情報保護に関する事。
- (16) 公益通報の処理に関する事。
- (17) 消防局内他課の主管に属さない事。

【警 防 課】

- (1) 消防計画及び災害防御に関する事。
- (2) 消防技術の研究及び訓練に関する事。
- (3) 消防応援協定及び緊急消防援助隊に関する事。
- (4) 火災その他の災害の指揮支援、防御活動に関する事。
- (5) 災害現場の安全管理及び現場指揮体制の調査研究に関する事。
- (6) 災害現場の情報収集・伝達及び現場広報に関する事。
- (7) 消防力の調査、消防警備等に関する事。
- (8) 消防危機管理対策及び国民保護に関する事。
- (9) 災害の警報発令に関する事。
- (10) 消防水利施設の設置指導に関する事。
- (11) 救急及び救助業務に関する事。
- (12) 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。

- (13) 職員の感染防止に関すること。
- (14) メディカルコントロール体制に関すること。
- (15) その他警防業務に関すること。

【情報指令課】

- (1) 通信設備の整備及び保守管理に関すること。
- (2) 通信設備の調査及び研究に関すること。
- (3) 火災等の災害・救急通報の受付及び指令管制業務に関すること。
- (4) 消防通信の運用及び統制に関すること。
- (5) 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの緊急運行要請等に関すること。
- (6) 災害情報の収集管理及び情報支援に関すること。
- (7) 救急医療情報等の収集管理に関すること。
- (8) 災害覚知時の口頭指導に関すること。
- (9) 消防情報化施策に関すること。
- (10) 情報セキュリティに関すること。
- (11) その他消防通信業務に関すること。

【予 防 課】

- (1) 火災予防の企画調整に関すること。
- (2) 建築確認の同意及び許可に関すること。
- (3) 危険物製造所等の許可、認可及び届出に関すること。
- (4) 消防用設備等の設置指導及び検査に関すること。
- (5) 防火対象物、危険物製造所等の違反処理に関すること。
- (6) 防火管理者に関すること。
- (7) 防火クラブの育成指導、防火思想の普及啓発及び消防広報に関すること。
- (8) 危険物の確認試験に関すること。
- (9) 火災原因の調査、研究及び損害に関すること。
- (10) 火薬類の譲渡し、譲受け及び消費の許可に関すること。
- (11) 煙火の消費の許可に関すること。
- (12) 液化石油ガスの設備工事届出に関すること。
- (13) その他予防業務に関すること。

●消 防 署（出張所及び分遣所については、消防署の例による）

【庶 務 係】

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の収受、発送及び記録の整備保存に関すること。
- (3) 署員の配置及び職務に関すること。

- (4) 署員の福利厚生及び保健衛生に関すること。
- (5) 署員の教養研修に関すること。
- (6) 署員の非常招集に関すること。
- (7) 署用財産の維持管理に関すること。
- (8) その他他の係に属しないこと。

【警備第一及び警備第二係】

- (1) 水火災の警戒及び防御活動に関すること。
- (2) 消防地水利に関すること。
- (3) 水火災その他災害情報連絡に関すること。
- (4) 車両及び消防機械器具の維持管理に関すること。
- (5) 消防訓練及び指導に関すること。
- (6) 消防活動の報告に関すること。
- (7) その他警防業務に関すること。

【救急救助係】

- (1) 救急救助活動に関すること。
- (2) 車両及び救急救助機械器具の維持管理に関すること。
- (3) 救急救助訓練及び指導に関すること。
- (4) 救急救助活動の報告に関すること。
- (5) その他救急救助活動業務に関すること。

【予 防 係】

- (1) 火災予防指導及び防火広報に関すること。
- (2) 予防査察及び指導に関すること。
- (3) 建築確認の同意及び指導に関すること。
- (4) 火気使用設備の検査及び指導に関すること。
- (5) 少量危険物及び指定可燃物の保安指導に関すること。
- (6) 火災原因調査及び損害の調査に関すること。
- (7) 消防用設備等の設置及び管理の指導に関すること。
- (8) 防火クラブに関すること。
- (9) 火薬類の譲渡し、譲受け及び消費の許可申請の受理に関すること。
- (10) 煙火の消費の許可申請の受理及び現地調査に関すること。
- (11) 液化石油ガスの設備工事届出書の受理及び審査に関すること。
- (12) その他火災予防に関すること。

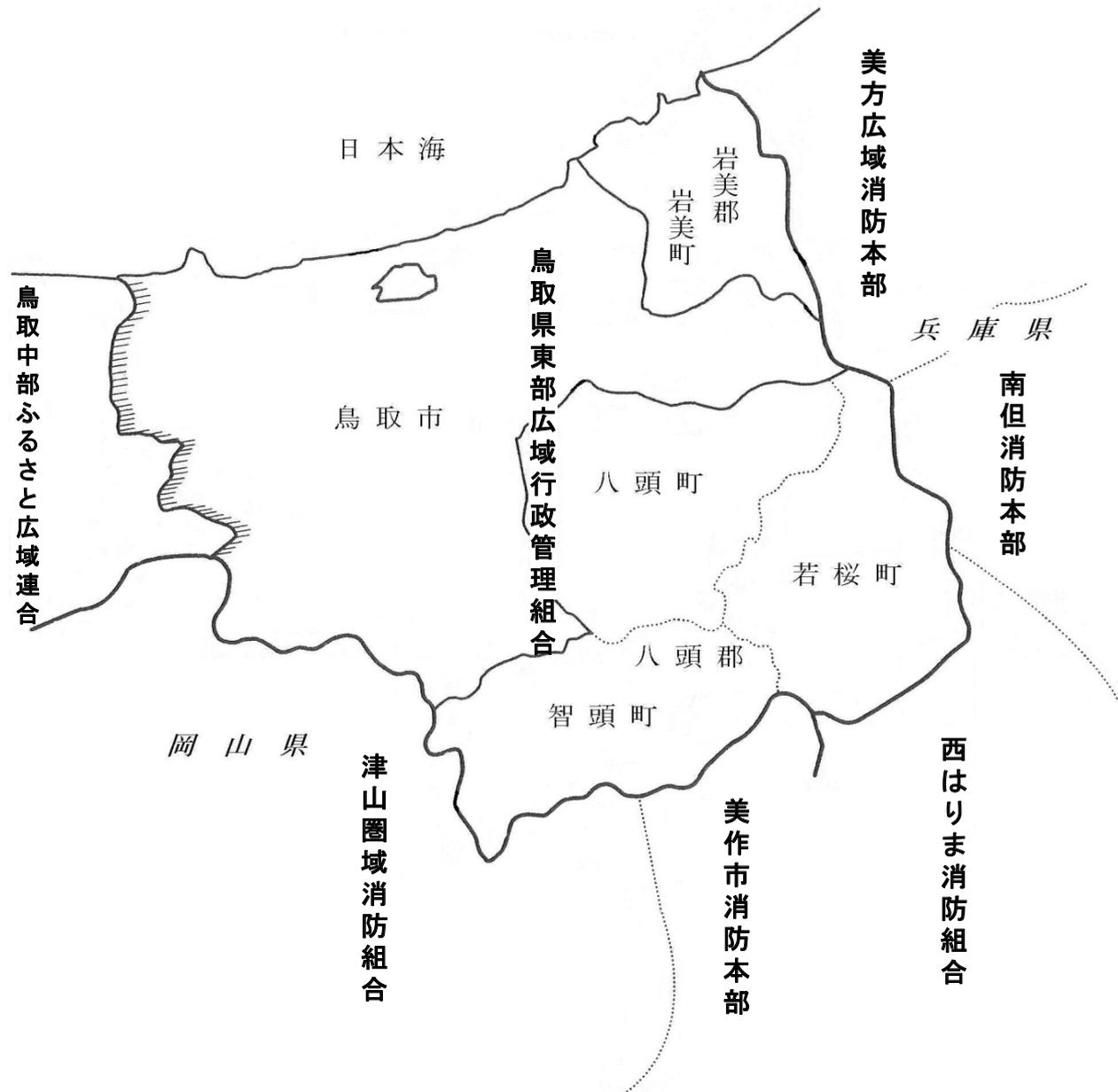
相互応援協定

この協定は、当組合消防局だけでは対処し得ない広域大規模災害や市町村境界付近で発生した災害等に対し、隣接する消防本部（消防局）と相互に応援協定を締結して円滑有効な防御活動を行い、災害による被害を最小限にとどめ、消防業務を推進しようとするものである。また、鳥取空港、湖山基地及び海上の消防協力を相互に行うため、また鳥取県消防防災ヘリコプターの運航協力にあたり、それぞれ協定を締結しているものである。

平成30年4月1日現在

名 称	協 定 団 体	締 結 年 月 日
湖山基地防災相互応援協定	湖山基地協議会会員 日本通運株式会社	平成17年7月1日改正
美方広域消防事務組合・鳥取県東部広域行政管理組合消防業務の相互応援に関する協定	美方広域消防本部	平成20年12月3日改正
西はりま消防組合・鳥取県東部広域行政管理組合消防業務の相互応援に関する協定	西はりま消防本部	平成25年4月1日
鳥取県東部広域消防協定	構成5市町 (鳥取市・岩美町・智頭町・若桜町・八頭町)	平成17年3月31日改正
鳥取県東部広域行政管理組合・美作市消防業務の相互応援に関する協定	美作市	平成17年4月1日改正
津山圏域消防組合・鳥取県東部広域行政管理組合消防相互応援に関する協定	津山圏域消防組合消防本部	昭和60年4月1日
鳥取空港及びその周辺における消火救難に関する協定	株式会社 鳥取空港ビルサービス	平成27年7月27日
鳥取県下広域消防相互応援協定	鳥取県西部広域行政管理組合消防局 鳥取中部ふるさと広域連合消防局	平成19年5月1日
鳥取海上保安署と鳥取県東部広域行政管理組合との消防業務協定	鳥取海上保安署	平成21年6月15日改正
鳥取県航空消防支援協定	鳥取県 鳥取県西部広域行政管理組合消防局 鳥取中部ふるさと広域連合消防局	平成16年4月1日
中国横断自動車道姫路鳥取線における消防相互応援に関する協定	美作市消防本部	平成20年3月28日
鳥取県東部広域行政管理組合と南但広域行政事務組合の消防相互応援に関する協定	南但消防本部	平成25年4月1日

近隣消防本部位置図



緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）に6,434名の尊い命を奪った阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年6月に創設されました。

平成16年4月には、消防組織法により法律に基づいた部隊となり、指揮支援部隊、都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊、航空部隊、水上部隊と多岐にわたる精鋭部隊から構成されています。

平成30年4月現在では、全国725消防本部から5,978部隊が登録されています。

鳥取県大隊では、50隊、213人が登録されており、東部消防局からは、20隊、81人が登録されています。

訓練については、全国規模の特別な出動計画を検証するために、全国の都道府県の消防機関を対象に5年ごとに実施する全国訓練と、一つの都道府県が被災したことを想定して、基本計画に基づく近隣都道府県を中心とした出動計画を検証するため、全国を6ブロックに区分し、複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック訓練）を毎年1回実施しています。

鳥取県大隊の災害出動については、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」、平成28年4月16日に発生した「熊本地震」、本年7月に日本列島に豪雨を降らせ、甚大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」に出動しました。

緊急消防援助隊の出動状況

区分 災害名	活動場所	年 月 日	出 動 隊 (車 両)	出 動 人 員
東日本大震災	宮城県本吉郡南三陸町	(1次隊) H23. 3.12～3.17	指 揮 隊 (指揮車)	(1次隊) 21名
		(2次隊) H23. 3.15～3.21	消 火 隊 (タンク車) 救 助 隊 (救助工作車)	(2次隊) 24名
		(3次隊) H23. 3.18	救 急 隊 (高規格救急車) 後方支援隊 (支援車)	(3次隊) 24名
				計 69名
熊本地震	熊本県熊本市	(1次隊) H28. 4.16～4.20	指 揮 隊 (指揮車) 消 火 隊 (タンク車)	(1次隊) 22名
	熊本県上益城郡益城町	(2次隊) H28. 4.19～4.21	救 助 隊 (救助工作車) 救 急 隊 (高規格救急車) 後方支援隊 (搬送車、燃料補給車)	(2次隊) 22名 計 44名
平成30年7月豪雨	広島県広島市安芸郡矢野町	(1次隊) H30. 7.12～7.14		(1次隊) 20名
		(2次隊) H30. 7.14～7.16		(2次隊) 20名
		(3次隊) H30. 7.16～7.18	指 揮 隊 (指揮車) 消 火 隊 (タンク車)	(3次隊) 18名
		(4次隊) H30. 7.18～7.20	救 助 隊 (救助工作車) 救 急 隊 (高規格救急車)	(4次隊) 17名
		(5次隊) H30. 7.20～7.22	後方支援隊 (支援車、搬送車、燃料補給車)	(5次隊) 16名
		(6次隊) H30. 7.22～7.24		(6次隊) 16名
				計 107名

東日本大震災

宮城県本吉郡南三陸町

平成23年3月11日に発生した宮城県三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の地震による大津波は、東北地方の太平洋沿岸地区に未曾有の被害をもたらし、国民を震撼させ、激甚災害として『東日本大震災』と名付けられました。

東部消防局の緊急消防援助隊は、3月12日から3月21日まで10日間にわたり、1次隊から3次隊まで延べ69名を派遣し、南三陸町戸倉地区を中心に捜索・救助活動を行いました。

鳥取県大隊として、3月14日から17日にかけて25名発見しました。(生存者なし)



目を疑う光景！



町が水没



町が消えた。



瓦礫の中を…



懸命の捜索



雪の降る中

熊本地震

熊本県益城郡益城町

平成28年4月16日、熊本県を震源とする地震が発生しました。

東部消防局は、緊急消防援助隊として4月16日から21日までの5日間にわたり、1次隊から2次隊まで延べ44名を派遣しました。

派遣先の活動拠点は熊本県益城郡益城町で、活動内容は担当するエリアを徒歩により倒壊家屋調査と住民の安否確認を実施しました。また、車両を使用した警戒巡回（火災危険調査及び対応・現状調査を含む）、避難所からの救急要請対応を行いました。



倒壊家屋



活動方針協議



呆然と立ち尽くす隊員



住民の安否確認



出動待機中



倒壊家屋

平成30年7月、西日本から東日本にかけて広範囲で記録的な豪雨となり、大規模な土石流や河川の氾濫により激甚災害をもたらした『平成30年7月豪雨』。

特に被害が大きかったのが、岡山県、広島県、愛媛県の3県で、被害は甚大なものでした。

また、特別警報の運用を開始して以来最多となる11府県で「大雨特別警報」が発表されました。

東部消防局の緊急消防援助隊は、7月12日から7月24日の23日間にわたり、1次隊から6次隊まで延べ107名を派遣し、広島市安芸区矢野町で捜索・救助活動を行いました。



チェーンソーで流木を刻む



土砂に埋もれた家・車



消防・警察・自衛隊合同で捜索



レスキュー犬出動



安倍内閣総理大臣視察

消防局警防課 指揮支援隊

近年消防職員の殉職事案が続いていることから、安全管理の面から指揮体制の整備の必要性が指摘されているところであり、消防活動に応じた組織的・効果的な指揮が行える体制を構築し、消防力の強化を図るとともに、消防活動における組織的な安全管理の徹底を期する必要があるという考え方にに基づき、平成17年6月、消防力の整備指針の一部が改正され、指揮隊の配置基準が示されました。

東部消防局では、指揮支援隊を平成24年11月1日から日勤体制で試行運用を開始し、平成25年4月1日から24時間体制での本格運用を開始しました。

指揮支援隊は、災害現場において的確な現場指揮体制と隊員の安全管理体制の構築を図ることを目的とするとともに、活動部隊を指揮する所轄署長又は現場指揮者の指揮支援及び補佐することを責務としています。



無人航空機（マルチコプター）

近年、幅広い分野において無人航空機（通称：ドローン）が活用されており、平成28年4月の熊本地震での行方不明者捜索、同年12月の糸魚川大規模火災において鎮火後の被害状況確認など、災害時に活用されてきていることを踏まえ、警防課指揮支援隊に、上空からの現場監視、情報収集及び捜索等に活用するため、平成29年度に導入しました。

導入に際し、隊員2名が無人航空機に関する講習を受講し、関係法令、操作技術等を習得しました。

10時間を超える飛行訓練を実施した後に、大阪航空局に許可・承認申請を行い、平成30年4月1日から災害現場等での運用を開始しました。

これまでに捜索救助、火災現場での活用実績があり、上空からの捜索、延焼状況の確認及び調査写真の撮影等の成果を挙げています。



ドローン活用実績

◆ H30. 4. 19救助鳥取19号（搜索）

覚 知：平成30年 4月19日 15時57分

場 所：鳥取市国府町大石地内 山中

概 要：山菜取り中に姿が見えなくなったもの。

活 動：最終目撃情報から周辺を各隊での搜索、指揮支援隊無人航空機による上空からの搜索を実施。→
結果は、搜索エリアから離れた場所（国府町新井地内）で歩行している要救助者発見、確保と
なった。

◆ H30. 7. 08その他八頭167号（その他）

覚 知：平成30年 7月 8日 19時44分、 8日 8時49分

場 所：佐治町加瀬木地内（佐治総合支所で集結、協議）

概 要：7月8日から行方不明者情報を用瀬出張所が受け、情報収集を実施する。翌9日朝から搜索を
八頭署管内・指揮支援隊合同で実施する旨受ける。

川沿い搜索のため、班編成・場所分けをして搜索する。指揮支援隊はドローンを活用して人が
確認できない河川沿い付近を重点的に搜索する。また、鳥取・湖山にも管轄内千代川付近の搜
索依頼をし、目視による搜索をする。

◆ H30. 7. 09救助八頭12号（水難）

覚 知：平成30年 7月 9日 14時00分

場 所：鳥取市河原町八日市地内 佐貫大橋東側千代川 中州

概 要：7月8日から行方不明者情報を用瀬出張所が受け、情報収集を実施する。翌9日朝から搜索を
八頭署管内・指揮支援隊合同で実施する旨受ける。

川沿い搜索のため、班編成・場所分けをして搜索する。指揮支援隊はドローンを活用して人が
確認できない河川沿い付近を重点的に搜索する。その後、関係者から「人の足らしいものが見
える」との情報から広域消防が確認し、救助要請となる。

現場の要救助者の位置や状況を映像配信により消防局・指令センターと共有、現場活動隊（後
着隊）への要救助者位置を周知（ドローンの真下に要救助者）、活動の事後検討で動画使用な
ど幅広く活用できた。